

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(平成29年度)

自治体 種類	合 計	典 型 7 公 害								典型7公害 以外の苦情
		小 計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
愛 媛 県	80	51	14	31	0	4	0	0	2	29
松 山 市	255	253	120	46	1	63	1	0	22	2
今 治 市	29	27	1	4	0	5	0	0	17	2
宇 和 島 市	102	72	11	4	0	10	0	0	47	30
八 幡 浜 市	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0
新 居 浜 市	96	96	59	8	0	16	0	0	13	0
西 条 市	58	19	3	6	0	7	0	0	3	39
大 洲 市	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0
伊 予 市	6	6	4	2	0	0	0	0	0	0
四国中央市	59	57	30	10	1	12	0	0	4	2
西 予 市	16	16	8	0	0	6	0	0	2	0
東 温 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市 計	625	550	236	80	2	120	1	0	111	75
上 島 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 前 町	41	10	4	1	0	4	1	0	0	31
砥 部 町	74	8	0	2	0	4	0	0	2	66
内 子 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊 方 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松 野 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 南 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町 計	115	18	4	3	0	8	1	0	2	97
合 計	820	619	254	114	2	132	2	0	115	201

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	26	27	28
合 計	926	794	804
農 業	17	23	25
林 業	1	4	3
漁 業	2	4	3
鉱 業	1	2	3
建 設 業	110	88	97
製 造 業	89	85	83
電気・ガス・熱供給業・水道業	6	5	6
情 報 通 信 業	-	-	-
運 輸 業	11	9	8
卸 売 ・ 小 売 業	15	19	23
金 融 ・ 保 険 業	-	1	-
不動産業	5	2	7
飲食店、宿泊業	20	18	13
医療、福祉	5	7	3
教育、学習支援業	2	2	1
複合サービス事業	2	6	7
サービス業（他に分類されないもの）	71	44	41
公務（他に分類されないもの）	4	4	2
分類不能の産業	21	24	9
会社・事業所以外	544	447	470
個人	384	287	320
その他	55	54	50
不明	105	106	100

発生源	年 度		
	26	27	28
合 計	926	794	804
焼 却 施 設	38	21	13
産 業 用 機 械 作 動	48	51	56
産 業 排 水	29	34	30
流 出 ・ 漏 洩	48	45	24
工 事 ・ 建 設 作 業	76	67	97
飲 食 店 営 業	10	16	9
カ ラ オ ケ	3	5	3
移動発生源(自動車運行)	5	6	2
移動発生源(鉄道運行)	1	2	-
移動発生源(航空機運航)	-	1	-
廃 棄 物 投 棄	58	74	56
家 庭 生 活 (機 器)	9	4	7
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	14	26	65
家 庭 生 活 (そ の 他)	40	28	40
焼 却 (野 焼 き)	281	211	206
自 然 系	99	53	69
そ の 他	110	106	84
不 明	57	44	43

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			